

内閣総理大臣 菅直人様  
財務大臣 野田佳彦様  
厚生労働大臣 細川律夫様  
復興担当大臣 平野達男様  
衆参国会議員 各位

2011年7月7日  
全国保険医団体連合会  
会長 住江 憲勇

東日本大震災で被災した民間医療機関の復旧・復興に向けた補助金創設を求める要請書

東日本大震災からの復旧・復興に向けたご尽力に感謝申し上げます。

この間、被災者医療及び医療提供体制の確保に向けた取り組みが進められていますが、民間医療機関に対する公的助成がほとんどないため、東日本大震災発生から3カ月を超えた今も、被災した医療機関の復旧・復興は大変遅れています。

被災地の復旧・復興にとって特に重要なことは、かかりつけ医の復旧・復興です。

日常診療の大部分は民間医療機関が担っていますが、医療機関の復旧・復興に向けて第一次補正予算に盛り込まれた対策は、公的医療機関や救命・救急医療などへの部分的な補助に限られています。しかし、民間医療機関への助成なくしては、被災地の医療供給体制の復旧・復興はありえません。

こうした中で岩手県は、6月8日の県議会で「災害復旧費補助金等の対象とならない民間の医科・歯科診療所」に対する補助事業の実施を決めました。

また、6月22日に開催されました宮城県地域医療復興検討会議（ワーキンググループ）資料でも、「医療機関等の災害復旧のための支援制度について」で、補助金が必要だが交付対象にならない機関（慢性期病院や当番制の対象外のクリニックなど）が89診療所と16病院あり、新たな補助制度が必要であると指摘しています。

民間医療機関の復旧・復興を被災地域の医療機関や自治体任せにするのではなく、国が復旧・復興への補助を行うことが、何よりも求められています。

地域医療を守るため、民間医療機関の復旧・復興に向け、下記事項の実現を早急に図り、遡及適用を行っていただけますよう、強く要望いたします。

## 記

- 一 6月8日に岩手県が実施を決めた、災害復旧費補助金等の対象とならない民間の医科・歯科診療所に対する補助事業「被災地医療確保対策緊急支援事業」について、全ての被災県でこうした事業が実施できるよう、国として財政拠出を行ってください。
- 一 医療施設近代化施設整備事業、医療施設等災害復旧費補助金の対象に、災害救助法で指定された地域に所在する全ての民間医療機関（病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション、保険調剤薬局）を追加すること。